

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるよう少人数教育が実施されており、子どもたちや保護者から大変有益とされている。しかし、自治体独自で少人数教育を推進することは厳しい財政状況などにより限界があり、教育条件の地域間格差が拡がりつつあり、一方では低所得者の拡大・固定化が進んでいる。このように自治体の財政力や保護者の家計の違いによって教育水準に格差があってはならず、国は教育の機会均等を保障するためにも教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実する必要がある。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の内容・水準の確保、無償制、児童生徒に行き届いた教育を行う人材確保のために堅持しなければならない。厳しい財政状況の中、都道府県の独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善により、少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

ひたちなか市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣